平成２７年（フ）第１０３７号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番10―306号
債務者　山崎　和博
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７９号
大阪府吹田市桃山台１丁目１番Ｃ１―413号、前住所兵庫県宝塚市仁川うぐいす台10番９号
債務者　川口　敦雄
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４５号
大阪府豊中市若竹町２丁目15番１号
債務者　中村こと後藤こと　出口　　恵
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４４５号
大阪府吹田市内本町３丁目18番12号、前住所大阪府吹田市佐井寺４丁目53番１―103号
債務者　石田　政利
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４６９号
大阪府門真市本町９番10―305号
債務者　藤川美智子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１９号
大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ19―308号
債務者　福島　英子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２０号
大阪市西淀川区佃２丁目10番25号　ポントワーズ千舟103号室
債務者　鈴木　直樹
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７５号
新潟県柏崎市北園町９番35―206号　県営北園町住宅Ｈ号棟
債務者　川合有希子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
新潟県十日町市姿甲2230番地２　松下富次方
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
北海道北見市北２条西２丁目１番地１　コーポガレリア603号、前住所北海道北見市北７条西５丁目７番地２　三幸ＭＳ25号
債務者　伊藤　美樹（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
岩手県北上市上野町１丁目２番30号　アプロード内
債務者　照井　敏夫
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第２９号
さいたま市桜区大字大久保領家35番地３　ドミール片町Ｂ―101、旧住所さいたま市桜区大字在家22番地32
債務者　勝呂　和恵
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
埼玉県川口市飯塚１丁目１番22号　メゾンドパルク２―Ａ
債務者　伊藤　辰弥
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地８―105
債務者　石井　延子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３１号
埼玉県川口市芝宮根町17番37号　ベアパレス五十鈴202号
債務者　鈴木　　宏
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２３５号
さいたま市大宮区東町２丁目42番地３　イーストシティ101
債務者　西城亜紀子
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
さいたま市南区大字大谷口601番地１　スカイフラット野口103号
債務者　高橋美千広
1　決定年月日時　平成27年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係